

すの子からの仮設吊り下げの許可条件

1 許可条件

- 1) すの子へ立ち入る場合、開館技術職員立会いの上、行うこと。
- 2) 開館の施設、設備の加工及び移設は認めない。
- 3) 水道、電気等のパイプ及びダクトには荷重をかけないこと。
なお、これらの吊金具等に対しても同様とする。
- 4) 歩み板には、荷重をかけないこと。
- 5) チャンネルに吊下げる場合の一点荷重は250kgまでとする。
これを超過する場合には、有効に分散する方法をとること。
- 6) すの子へ入る場合は、落とし易い物品を携帯しないこと。
- 7) すの子での作業を行う場合、作業関係者以外の人が入らないように注意すること。
- 8) その他、関係法令を遵守しておこなうこと。

2 事故処理

- 1) 仮設吊下げに起因して事故が発生した時は、舞台監督(主催者)の責任と負担で処理すること。

※ なお、当会館が作業内容に十分な安全が確認できないと判断した場合には、吊物機構専門業者(施工業者)に、作業の依頼(立会い)をお願いする場合があります。
この場合、作業依頼にかかわる費用は主催者の負担とする。